

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	1

## 規 則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第34号

#### 高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表2の項(1)中「（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる身体障害者更生援護施設を含む。）」を削り、同表の1の表2の項中

「(2) 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる知的障害者援護施設

(3) 障害者自立支援法附則第48条の規定に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされる精神障害者社会復帰施設

を

「(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第22項に規定する福祉ホーム

に、「(4)」を「(3)」に、「(5)」を「(4)」に、「(6)」を「(5)」に、「(7)」を「(6)」に、「(8)」を「(7)」に、「(9)」を「(8)」に、「(10)」を「(9)」に、「(11)」を「(10)」に改める。

別表第2の1の表を次のように改める。

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口及び不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) 通行する際に支障となる段差を設けないこと。</p>
2 廊下、室内の通路その他これらに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、3の項の(1)から(5)までに定める構造とすること。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する各室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路及び不特定かつ多数の者が利用する各室の1の項に定める構造の各出入口から5の項の(1)に定めるに基準に適合する多機能便房のある便所の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以</p>

上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターを設けるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含むものとする。

ア 幅員は、内法を120センチメートル（室内の通路の区間が5メートル以下のときにあっては、90センチメートル）以上とすること。

イ 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分（共同住宅等の共用部分を除く。）を設けること。

ウ 高低差がある場合は、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第1号に掲げる昇降機（車いすを使用する者（以下「車いす使用者」という。）の利用が可能なものに限る。以下「車いす使用者利用可能昇降機」という。）若しくは同条第2項第1号若しくは第2号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するもの（以下「車いす使用者用特殊構造昇降機」という。）を設けること。

エ 1の項に定める構造の出入口並びに車いす使用者利用可能昇降機及び車いす使用者用特殊構造昇降機並びに4の項に定める構造のエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(4) 建築物（共同住宅等の共用部分を除く。）の直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から、人又は15の項の(1)に定める構造の案内板その他の設備により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、誘導用床材（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。）及び注意喚起用床材（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせ敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。

(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める

構造（共同住宅等の共用部分にあっては、アからキまでに定める構造）とすること。

ア 幅員は、内法を120センチメートル（段差を併設するときにあつては、90センチメートル）以上とすること。

イ こう配は、12分の1（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときにあっては、8分の1）を超えないこと。

ウ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。

エ 傾斜路には、両側（段差を併設するときにあつては、片側）に手すりを設けること。

オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

カ 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。

キ 傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接すること。

ク 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分に近接する廊下等及び踊り場にあつては、この限りでない。

3 階段

不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（共同住宅等の共用部分及び自動車車庫にあっては、(1)から(4)までに定める構造）とすること。

(1) 両側に手すりを設けること。ただし、4の項に定める構造のエレベーターに隣接する場合は、この限りでない。

(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。

(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいものとする等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。

(5) 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

4 エレベーター

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物で、用途面積の合計が1,000平方メートル以上のものには、かごが当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。

ア かごの幅は、100センチメートル以上とすること。

イ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。

ウ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及び

	<p>かごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>エ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>オ かご及び昇降路の出入口の幅員は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>カ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>キ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（カに定める制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ク 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>ケ かご内には、手すりを設けること。</p> <p>コ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>サ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、(1)のイからシまでに定める構造のほか、かごが当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。</p> <p>ア かごの幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かごの出入口に光電装置により利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。</p>	
<p>5 便所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を有する建築物で、用途面積の合計が500平方メートル以上のものには、次に定める基準に適合する多機能便房のある便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 直径150センチメートル以上の円を内接することができる床面積を確保すること。</p> <p>イ 腰掛け便座で、両側には、手すりを設置し、そのうち1以上の手すりは、可動式とすること。</p> <p>ウ 多機能便房の出入口及び当該多機能便房のある便所の出入口の幅員は、内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 多機能便房の出入口又は当該多機能便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。</p> <p>オ 移動する際に支障となる段差を設けないこと。</p>	<p>カ 洗面器又は手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた洗面器又は手洗い器を1以上設けること。</p> <p>キ 多機能便房を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該多機能便房のある出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 腰掛け便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「手すり等設置便房」という。）を便所の出入口に近い位置に設けること。</p> <p>イ 手すり等設置便房の出入口及び当該手すり等設置便房のある便所の出入口の幅員は、内法を80センチメートル以上とすること。ただし、(1)に定めるに基準に適合する多機能便房のある便所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 洗面器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓及び手すりを備えた洗面器を1以上設けること。</p> <p>エ 手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた手洗い器を1以上設けること。</p> <p>オ 移動する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>カ 男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該手すり等設置便房のある便所の出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器で手すり等が適切に設置された小便器を便所の出入口に近い位置に設けた男子用小便器のある便所を1以上設けること。</p> <p>(4) 官公庁施設、医療施設、文化施設、集会場等、宿泊施設、娯楽施設、展示施設、店舗、スポーツ施設及び複合施設（以下「官公庁施設等」という。）で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に設けられる(1)に定めるに基準に適合する多機能便房のある便所のうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上）の多機能便房には、簡易式ベッドを設けること。</p> <p>(5) 官公庁施設等で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア パウチ等を洗浄する設備、荷物を置くための棚その他の設備及び2以上の衣服を掛けるための金具等を設けた人工こ</p>

	<p>門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設けること。</p> <p>イ 人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該便所のある出入口付近に見やすい方法により表示すること。</p> <p>(6) 官公庁施設等（遊技場を除く。）で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備（以下この項において「乳幼児いす等」という。）のある便房を1以上設けること。</p> <p>イ 乳幼児いす等のある便房及び当該便房のある便所の出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示すること。</p>		<p>までに定める構造とすること。</p> <p>(3) 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地が接する道若しくは建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地（以下この項において「道等」という。）又は優先駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難である場合又は直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合は、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>ウ 50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分<sup>の</sup>を設けること。</p> <p>エ 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(5) 建築物（共同住宅等の共用部分及び自動車庫を除く。）の直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段差の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊り場は、2の項の(5)の<sup>の</sup>アからオまで及びキに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいもの<sup>の</sup>とすること。</p>
<p>6 駐車場</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数を50で除して得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）以上、当該駐車場の全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数を100で除して得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）に2を加えた数以上の幅員350センチメートル以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場で当該駐車場の全駐車台数が50以上の駐車場には、(1)に定める車いす使用者用駐車施設のほかに幅員250センチメートル以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(3) (1)に定める車いす使用者用駐車施設及び(2)に定める移動に配慮が必要な人のための駐車施設（以下「優先駐車施設」という。）は、当該優先駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該優先駐車施設への距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(4) 優先駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(5) 優先駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該優先駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項の(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。</p>	<p>8 客室</p>	<p>宿泊施設等の客室のうち、1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の幅員は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出入口の戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。</p> <p>(3) 出入口及び室内には、移動する際に支障となる段差を設けないこと。</p>
<p>7 敷地内の通路</p>	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、3の項の(1)から(4)</p>		

	<p>(4) 室内は、障害者、高齢者等が円滑に利用することができる床面積を確保すること。</p> <p>(5) 5の項の(1)のAからカまでに定める基準に適合する多機能便房のある便所を設けること。ただし、客室の総数が50未満の場合であって、客室の外部にその客室を利用する者の利用に供する5の項の(1)に定める基準に適合する多機能便房のある便所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 10の項に定める構造の浴室を設けること。ただし、客室の総数が50未満の場合であって、客室の外部にその客室を利用する者の利用に供する10の項に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。</p>	
9 客席	<p>(1) 劇場、集会場、スポーツ施設等の固定式の客席には、席数を200で除して得た数(当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。)以上の人数分の車いす使用者が利用することができる区画を設けること。</p> <p>(2) (1)に定める区画は、車いす使用者1人につき、間口90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上で、床は、水平とすること。</p> <p>(3) 客席の1の項に定める構造の出入口から(1)に定める区画に至る経路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合は、2の項の(5)のAからウまで及びオに定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。</p> <p>(4) 障害者、高齢者等が客席又は舞台そで口から円滑に舞台上ることができる経路をそれぞれ1以上設けること。</p>	
10 浴室	<p>宿泊施設、社会福祉施設、医療施設等に設ける不特定かつ多数の者が利用する浴室及び公衆浴場の浴室のうち、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)の浴室は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1) 出入口の幅員は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 移動する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(3) 戸を設ける場合は、当該戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。</p> <p>(4) 脱衣場、洗い場及び浴槽には、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(5) 給水栓は、レバー式等操作が容易なものとすること。</p> <p>(6) 洗い場の床面から浴槽の上端までの高さは、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。</p>	
11 更衣室及びシャワー室	<p>体育館、水泳場その他のスポーツ施設を利用する者が利用する</p>	<p>更衣室及びシャワー室のうち、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)の更衣室及びシャワー室は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1) 出入口の幅員は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 移動する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(3) 戸を設ける場合は、当該戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。</p> <p>(4) 着替えをし、又はシャワーを使用するための腰掛け台及び手すりを設けること。</p> <p>(5) 給水栓は、レバー式等操作が容易なものとし、適切な位置に設けること。</p> <p>(6) 更衣用の区画又はシャワー用の区画を設ける場合は、1以上の区画は、車いす使用者が円滑に利用することができる床面積を確保すること。</p>
12 カウンター及び記載台	<p>不特定かつ多数の者が利用するカウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p>	
13 公衆電話台	<p>(1) 公衆電話台を設ける場合は、1以上の公衆電話台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の公衆電話台に通ずる出入口を設ける場合は、1の項に定める構造とすること。</p>	
14 水飲み場	<p>(1) 水飲み場を設ける場合は、1以上の水飲み場は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) 給水栓は、レバー式等操作が容易なものとすること。</p>	
15 案内板等	<p>(1) 官公庁施設等で、用途面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物又はその敷地には、当該建築物、その敷地内の車いす使用者利用可能昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、4の項に定める構造のエレベーター、5の項に定める構造の便所及び優先駐車施設の配置を表示した次に定める構造の案内板その他の設備を1以上設けること。ただし、当該車いす使用者利用可能昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、エレベーター、便所及び優先駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとする。</p> <p>イ 音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をすること。</p>	

	<p>(2) 案内所を設ける場合は、(1)の規定は、適用しない。</p> <p>(3) 避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。</p> <p>(4) 病院においては、受診及び調剤の受取の順の表示装置その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した装置を設けること。</p>
--	---

別表第2の2の表を次のように改める。

整備項目	整備基準
1 出入口	直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口及び不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、1の表の1の項に定める構造とすること。
2 改札口	改札口のうち、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。 <p>(1) 幅員は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 通行する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(3) 誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p>
3 通路その他これに類するもの(以下この項において「通路等」という。)	<p>(1) 通路等は、1の表の7の項の(1)から(3)まで並びに(4)のア、ウ及びエに定める構造とし、誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設すること。</p> <p>(2) 改札口から各乗降場に至る経路において高低差がある場合は、各乗降場に至るそれぞれ1以上の経路においては、1の表の7の項の(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場、車いす利用者利用可能昇降機若しくは車いす利用者用特殊構造昇降機又は1の表の4の項に定める構造のエレベーターを設けること。</p>
4 階段	不特定かつ多数の者が利用する階段は、1の表の3の項に定める構造とすること。
5 エレベーター	前年度における1日当たりの乗降客数が5,000人以上の施設の2の項に定める改札口から各乗降場に至る経路に5メートル以上の高低差がある場合は、その1以上の経路に1の表の4の項に定める構造のエレベーターを設けること。
6 乗降場	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 縁側には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(3) 両端には、注意喚起用床材を敷設するとともに、転落を防止するためのさくを設けること。</p>

7 便所	<p>(1) 前年度における1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上の施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 1の表の5の項の(1)に定めるに基準に適合する多機能便房のある便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>イ 1の表の5の項の(3)に定めるに基準に適合する男子用小便器のある便所を1以上設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 1の表の5の項の(2)に定めるに基準に適合する手すり等設置便房のある便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>イ 1の表の5の項の(3)に定めるに基準に適合する男子用小便器のある便所を1以上設けること。</p> <p>(3) 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公共交通機関の施設に設けられる(1)のアに定める多機能便房のある便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)の多機能便房には、簡易式ベッドを設けること。</p> <p>(4) 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公共交通機関の施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1の表の5の項の(5)のア及びイ並びに(6)のア及びイに定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。</p>
8 駐車場	不特定かつ多数の者が利用する駐車場は、1の表の6の項に定める基準に適合するものとする。
9 カウンター及び記載台	不特定かつ多数の者が利用するカウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、1の表の12の項に定める構造とすること。
10 公衆電話台	公衆電話台を設ける場合は、1以上の公衆電話台は、1の表の13の項に定める構造とすること。
11 券売機	<p>券売機を設ける場合は、1以上の券売機は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1) 金銭投入口及び操作ボタンは、障害者、高齢者等の利用に配慮したものとする。</p> <p>(2) 点字による表示をすること。</p>
12 案内板等	(1) 用途面積の合計が1,000平方メートル以上の公共交通機関の施設又はその敷地には、当該公共交通機関の施設、その敷地

内の車いす使用者利用可能昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、5の項に定める構造のエレベーター、7の項に定める構造の便所及び8の項に定める構造の駐車場の配置を表示した次に定める構造の案内板その他の設備を1以上設けること。ただし、当該車いす使用者利用可能昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、エレベーター、便所及び駐車場の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。

ア 高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとする。

イ 音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をすること。

(2) 案内所を設ける場合は、(1)の規定は、適用しない。

(3) 避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。

別表第2の3の表中

「

整備項目	整備基準
------	------

を

「

整備項目	整備基準
------	------

」

に改め、同表の3の表1の項(4)中「場合には」を「場合は」に、「つえ、車いす等を使用している者の通行に支障のない」を「滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない」に改め、同表の3の表1の項(6)中「誘導用床材及び注意喚起用床材を」を「誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて」に改め、同表の3の表2の項中「場合には」を「場合は」に改め、同表の4の表を次のように改める。

整備項目	整備基準
1 出入口	1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 通行する際に支障となる段差を設けないこと。 (3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (4) 高低差がある場合は、12分の1を超えないこう配ですりつけること。 (5) 車止めのさくを設ける場合は、さくとさくとの間隔は、90センチメートル以上とすること。
2 園路	(1) 1の項に定める構造の出入口に通ずる主要な園路は、次に定める構造とすること。 ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

	ウ 縦断こう配は、12分の1を超えないこと。 エ 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造とすること。 (2) 段差を設ける場合は、当該段差は、1の表の3の項の(1)から(5)までに定める構造に準じたものとし、1の表の2の項の(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。
3 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1の表の5の項の(1)に定める基準に適合する多機能便房のある便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。 (2) 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合は、1の表の5の項の(3)に定める基準に適合する男子用小便器のある便所を1以上設けること。 (3) 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公園に設けられる(1)に定める多機能便房のある便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)の多機能便房には、簡易式ベッドを設けること。 (4) 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公園に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1の表の5の項の(5)のA及びB並びに(6)のA及びBに定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。
4 駐車場	不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、1の表の6の項に定める基準に適合するものとする。
5 案内板等	(1) 用途面積の合計が1,000平方メートル以上の公園又はその敷地には、当該公園、3の項に定める構造の便所及び4の項に定める構造の駐車場の配置を表示した次に定める構造の案内板その他の設備を1以上設けること。ただし、便所及び駐車場の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 ア 高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとする。 イ 音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をすること。 (2) 案内所を設ける場合は、(1)の規定は、適用しない。 (3) 避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。
6 付帯設備	ベンチ、屋外卓その他の設備は、障害者、高齢者等が円滑に利用することができる構造とすること。

別表第2の5の表中

整備項目	整備基準
------	------

を

整備項目	整備基準
------	------

に改め、同表の5の表2の項中

- 「(1) 車いす使用者用の駐車施設を設けること。  
 (2) (1)の施設は、1の表の6の項の(2)に定める基準に適合するものとする。  
 (3) 車いす使用者用の駐車施設へ通じる1の項に定める構造の出入口から当該施設に至る駐車場内の通路は、1の表の7の項の(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。」

を

「 駐車場は、1の表の6の項に定める基準に適合するものとする。」に改める。

別表第3中「(第6条-第8条関係)」を「(第6条、第7条関係)」に改める。  
 別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所  
 氏名 ⑧  
 電話番号  
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

適合証交付請求書

適合証の交付を受けたいので、高知県ひとにやさしいまちづくり条例第17条第1項の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて請求します。

名称			
所在地			
工事の種類	新築・新設・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替		
建築物	延べ面積	㎡	うち既存部分延べ面積 ㎡
	構造及び階数	造 地上 階 地下 階	
	主要用途		
	請求に係る建物数	棟	
公共交通機関の施設	1日当たりの平均乗降客数	人	
道路			m
公園			㎡
路外駐車場	自動車の駐車のために供する部分の面積		㎡
新築等完了年月日	年 月 日		
工事着手前届出の有無	有(届出年月日 年 月 日・受付番号 )・無		
工事完了届出の有無	有(届出年月日 年 月 日・受付番号 )・無		
設計者	建築士事務所名	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号	
	担当者氏名		
	電話番号		ファクシミリ番号
連絡先(設計者と異なる場合に記入してください。)	住所		名称
	氏名		電話番号
※受付欄	年 月 日	第 号	係員 印
※処理欄			

- 注 1 整備項目表(別記第2号様式)及び高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則別表第3に掲げる図書を添えてください。ただし、高知県ひとにやさしいまちづくり条例第18条の規定による特定施設の新築等の届出(工事着手前届出)及び当該届出の内容の変更の届出をしたときは、これらの関係書類を添える必要はありません。  
 2 ※印欄は、記入しないでください。



**第2号様式** (第6条、第7条、第12条関係)  
(その1) (建築物用)

整備項目表 (総括表)

整備項目		新設部分	既設部分	代替措置
1	出入口	有・無	有・無	有・無
2	廊下等	有・無	有・無	有・無
3	階段	有・無	有・無	有・無
4	エレベーター	有・無	有・無	有・無
5	便所	有・無	有・無	有・無
6	駐車場	有・無	有・無	有・無
7	敷地内の通路	有・無	有・無	有・無
8	客室	有・無	有・無	有・無
9	客席	有・無	有・無	有・無
10	浴室	有・無	有・無	有・無
11	更衣室及びシャワー室	有・無	有・無	有・無
12	カウンター及び記載台	有・無	有・無	有・無
13	公衆電話台	有・無	有・無	有・無
14	水飲み場	有・無	有・無	有・無
15	案内板等	有・無	有・無	有・無

注 1 整備項目に含まれない項目については、整備項目表(個表)の添付は、不要です。  
2 整備項目表(個表)において「×」を選択した場合は、整備項目表(個表)の欄外及び図面に代替措置を記入してください。

整備項目表 (個表)

1 出入口

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
直接地上へ通 ずる出入口 (1以上)	幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。	cm	cm
	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	○・×	○・×
	通行する際に支障となる段差を設けていないか。	○・×	○・×
駐車場へ通 ずる出入口(1 以上)	幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。	cm	cm
	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	○・×	○・×
	通行する際に支障となる段差を設けていないか。	○・×	○・×
不特定かつ多 数の者が利用 する各室の出 入口(それぞ れ1以上)	幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。	cm	cm
	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	○・×	○・×
	通行する際に支障となる段差を設けていないか。	○・×	○・×

2 廊下等

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。		○ ・ ×	○ ・ ×
段差を設ける場合	両側に手すりを設けているか（エレベーターに隣接する場合を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×
	主たる階段には、回り段を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか（共同住宅等の共用部分及び自動車車庫を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×
	け上げ及び踏み面	け上げ cm 踏み面 cm	け上げ cm 踏み面 cm
直接地上へ通ずる各出入口又は駐車場へ通ずる各出入口から不特定かつ多数の者が利用する各室の各出入口までの廊下等及び不特定かつ多数の者が利用する各室の各出入口から多機能便房のある便所の各出入口までの廊下等（エレベーターを設けるときは、当該エレベーターの昇	幅員は、内法を120センチメートル（室内の通路の区間が5メートル以下のときは、90センチメートル）以上としているか。	cm	cm
	末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分をつけているか（共同住宅等の共用部分を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×
	高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者利用可能昇降機若しくは車いす使用者用特殊構造昇降機を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
廊下等に設ける傾斜路及びその踊り場	幅員は、内法を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。	cm	cm
	こう配は、12分の1（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、8分の1）を超えていないか。	こう配分の	こう配分の
	高低差が75センチメートルを超える傾斜	○ ・ ×	○ ・ ×

降路までの廊下等を含む。）（それぞれ1以上）	路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。		
	傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色等により、識別しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか（共同住宅等の共用部分及びこう配が20分の1を超えない傾斜がある部分に近接する廊下等及び踊り場を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×
建築物（共同住宅等の共用部分を除く。）の直接地上へ通ずる出入口から案内板等までの廊下等（1以上）	出入口並びに車いす使用者利用可能昇降機及び車いす使用者用特殊構造昇降機並びにエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
廊下等に設ける傾斜路及びその踊り場	誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせ敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けているか（常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×
	幅員は、内法を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。	cm	cm

こう配は、12分の1（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、8分の1）を超えていないか。	こう配分の	こう配分の
高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色等により、識別しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか（共同住宅等の共用部分及びこう配が20分の1を超えない傾斜がある部分に近接する廊下等及び踊り場を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×

3 階段

整備箇所及び整備内容	新設部分	既設部分
両側に手すりを設けているか（エレベーターに隣接する場合を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×
主たる階段には、回り段を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか（共同住宅等の共用部分及び自動車車庫を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×
け上げ及び踏み面	け上げ cm 踏み面 cm	け上げ cm 踏み面 cm

注 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段について記入してください。

4 エレベーター

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
かご	幅は、100センチメートル（用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物の場合は、140センチメートル）以上としているか。	cm	cm
	奥行きは、内法を135センチメートル以上としているか。	cm	cm
	かご内に、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	かご及び昇降路の出入口の幅員は、それぞれ内法を80センチメートル以上としているか。	かご 昇降路 cm cm	かご 昇降路 cm cm
	かご内に、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	かご内に設ける制御装置は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	かご内に、手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物の場合は、かごの出入口に光電装置により利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
乗降ロビー	車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	制御装置は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上としているか。	幅 奥行き cm cm	幅 奥行き cm cm
	到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装	○ ・ ×	○ ・ ×

置を設けているか（かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合を除く。）。		
到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

注 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物で、用途面積の合計が1,000平方メートル以上のもの場合に記入してください。

5 便所

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
不特定かつ多数の者が利用する便所を有する用途面積の合計が500平方メートル以上の建築物の場合	多機能便房のある便所を設けているか（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））。	○ ・ ×	○ ・ ×
	多機能便房		
	直径150センチメートル以上の円を内接することができる床面積を確保しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	腰掛け便座で、両側には、手すりを設置し、そのうち1以上の手すりは、可動式としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	出入口の幅員は、内法を90センチメートル以上としているか。	cm	cm
	出入口に戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	移動する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	洗面器又は手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた洗面器又は手洗い器を設けているか（1以上）。	○ ・ ×	○ ・ ×
多機能便房のある便所	多機能便房を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該多機能便房のある出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	出入口の幅員は、内法を90センチメートル以上としているか。	cm	cm
不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合	出入口に戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	手すり等設置便房を設けているか（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））。	○ ・ ×	○ ・ ×
手すり等設置	便所の出入口に近い位置に設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

便房	出入口の幅員は、内法を80センチメートル以上としているか（多機能便房のある便所を設ける場合を除く。）。	cm	cm
手すり等設置便房のある便所	出入口の幅員は、内法を80センチメートル以上としているか（多機能便房のある便所を設ける場合を除く。）。	cm	cm
	洗面器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓及び手すりを備えた洗面器を設けているか（1以上）。	○ ・ ×	○ ・ ×
	手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた手洗い器を設けているか（1以上）。	○ ・ ×	○ ・ ×
	移動する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該手すり等設置便房のある便所の出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器で手すり等が適切に設置された小便器を便所の出入口に近い位置に設けているか（1以上）。	○ ・ ×	○ ・ ×
官公庁施設等で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に設けられる多機能便房のある便所の多機能便房には、簡易式ベッドを設けているか（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））。	○ ・ ×	○ ・ ×	
官公庁施設等	パウチ等を洗浄する設備、荷物を置くための棚その他の設備及び2以上の衣服を掛けるための金具等を設けた人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設けているか（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））。	○ ・ ×	○ ・ ×
	人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設置している旨並びに男子用便所を設ける	○ ・ ×	○ ・ ×

場合	及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該便所のある出入口付近に見やすい方法により表示しているか。			
官公庁施設等 (遊技場を除く。)で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合	乳幼児いす等のある便房を設けているか(1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上))。		○	×
	乳幼児いす等のある便房	出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示しているか。	○	×
	乳幼児いす等のある便房のある便所	出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示しているか。	○	×

注 不特定かつ多数の者が利用する便所について記入してください。

6 駐車場

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
全駐車台数		台分	台分
幅員350センチメートル以上の車いす使用者用駐車施設の設置台数(全駐車台数が200以下の場合に当該駐車台数を50で除して得た数(当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。)以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数を100で除して得た数(当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。)に2を加えた数以上)		台分	台分
幅員250センチメートル以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設の設置台数(全駐車台数が50以上の駐車場の場合は、1以上)		台分	台分
優先駐車施設は、当該優先駐車施設へ通ずる出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けているか。		○	×
優先駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。		○	×
優先駐車施設へ通ずる出入口から当該優先駐車施設までの駐車場内の通路	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○	×
	排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。	○	×
	幅員は、120センチメートル以上としているか。	cm	cm
	高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けているか。	○	×
駐車場内の通路に設ける傾斜路及びその踊り場	幅員は、内法を120センチメートル(段差を併設するときは、90センチメートル)以上としているか。	cm	cm
	こう配は、12分の1(傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、8分の1)を超えていないか。	こう配分の	こう配分の
	高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。	○	×

傾斜路には、両側（段差を併設するとき は、片側）に手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料 で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、奥行き150センチメートル以 上の水平部分と接しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に 接する敷地内の通路の色等により、これ らと識別しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
50メートル以内ごとに車いすが転回するこ とができる構造の部分の設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
戸を設ける場合は、自動的に開閉する構 造その他の障害者、高齢者等が容易に開 閉して通過することができる構造とし、 かつ、その前後に高低差がないか。	○ ・ ×	○ ・ ×

注 不特定かつ多数の者が利用する駐車場について記入してください。

7 敷地内の通路

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分	
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。		○ ・ ×	○ ・ ×	
段差を設ける 場合	両側に手すりを設けているか（エレベーターに隣 接する場合を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	主たる階段には、回り段を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ ているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等によ り段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずき にくい構造としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	け上げ及び踏み面	け上げ cm 踏み面 cm	け上げ cm 踏み面 cm	
排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車い すのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。		○ ・ ×	○ ・ ×	
直接地上へ通 ずる各出入口 から道等又は 優先駐車施設 までの敷地内 の通路（それ ぞれ1以上）	幅員は、120センチメートル以上としているか。	cm	cm	
	高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は 車いす使用者用特殊構造昇降機を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	敷地内 の通路 に設ける 傾斜 路及び その踊 り場	幅員は、 <sup>のり</sup> 内法を120センチメートル（段 差を併設するときは、90センチメー トル）以上としているか。	cm	cm
	こう配は、12分の1（傾斜路の高低差が 16センチメートル以下のときは、8分の 1）を超えていないか。	こう配 分の	こう配 分の	
	高低差が75センチメートルを超える傾斜 路においては、高低差75センチメートル 以内ごとに踏み幅150センチメートル以 上の踊り場を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	傾斜路には、両側（段差を併設するとき は、片側）に手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料 で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	傾斜路は、奥行き150センチメートル以	○ ・ ×	○ ・ ×	

	上の水平部分と接しているか。		
	傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色等により、これらと識別しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分をつけているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
建築物（共同住宅等の共用部分及び自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等までの敷地内の通路（それぞれ1以上）	誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置をつけているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段差の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
敷地内の通路に設ける傾斜路及びその踊り場	幅員は、内法を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。	cm	cm
	こう配は、12分の1（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、8分の1）を超えていないか。	こう配 分の	こう配 分の
	高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色等により、これらと識別しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
---	-------	-------



## 8 客室

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
客室（1以上）	出入口の幅員は、内法を <sup>のり</sup> 80センチメートル以上としているか。	cm	cm
	出入口の戸は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	出入口及び室内には、移動する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	室内は、障害者、高齢者等が円滑に利用することができる床面積を確保しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	多機能便房のある便所を設けているか（客室の総数が50未満の場合で、客室の外部にその客室を利用する者の利用に供する多機能便房のある便所を設ける場合を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×
	浴室を設けているか（客室の総数が50未満の場合で、客室の外部にその客室を利用する者の利用に供する浴室を設ける場合を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×
客室に設ける浴室	出入口の幅員は、内法を <sup>のり</sup> 80センチメートル以上としているか。	cm	cm
	移動する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	脱衣場、洗い場及び浴槽には、手すり等を適切に配置しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	給水栓は、レバー式等操作が容易なものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	洗い場の床面から浴槽の上端までの高さは、車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。	cm	cm

## 9 客席

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分	
固定式の客席の席数		席	席	
車いす使用者1人につき、間口90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上で、床は、水平としている車いす使用者が利用することができる区画の数（席数を200で除して得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）以上）		席	席	
客席の出入口から車いす使用者が利用できる区画までの経路（1以上）	幅員は、120センチメートル以上としているか。	cm	cm	
	高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	経路に設ける傾斜路及びその踊り場	幅員は、内法を <sup>のり</sup> 120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。	cm	cm
	こう配は、12分の1（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、8分の1）を超えていないか。	こう配分の	こう配分の	
	高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
障害者、高齢者等が客席又は舞台そで口から円滑に舞台上ることができる経路を設けているか（それぞれ1以上）。		○ ・ ×	○ ・ ×	

## 10 浴室

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
浴室（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	出入口の幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。	cm	cm
	移動する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	脱衣場、洗い場及び浴槽には、手すり等を適切に配置しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	給水栓は、レバー式等操作が容易なものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	洗い場の床面から浴槽の上端までの高さは、車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。	cm	cm

注 不特定かつ多数の者が利用する浴室及び公衆浴場の浴室について記入してください。

## 11 更衣室及びシャワー室

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
更衣室（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	出入口の幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。	cm	cm
	移動する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	着替えをするための腰掛け台及び手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	給水栓は、レバー式等操作が容易なものとし、適切な位置に設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	更衣用の区画を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用することができる床面積を確保しているか（1以上）。	○ ・ ×	○ ・ ×
シャワー室（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	出入口の幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。	cm	cm
	移動する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	シャワーを使用するための腰掛け台及び手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	給水栓は、レバー式等操作が容易なものとし、適切な位置に設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	シャワー用の区画を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用することができる床面積を確保しているか（1以上）。	○ ・ ×	○ ・ ×

## 12 カウンター及び記載台

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
カウンター及び記載台(1以上)	車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。	cm	cm
	下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ・ ×

注 不特定かつ多数の者が利用するカウンター及び記載台について記入してください。

## 13 公衆電話台

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分	
公衆電話台(1以上)	車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。	cm	cm	
	下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ・ ×	
	公衆電話台に通ずる出入口	幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。	cm	cm
	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	○ ・ ×	○ ・ ・ ×	
	通行する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ・ ×	

## 14 水飲み場

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
水飲み場（1以上）	車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。	cm	cm
	下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	給水栓は、レバー式等操作が容易なものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

## 15 案内板等

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
官公庁施設等で、用途面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物又はその敷地に、当該建築物、その敷地内の車いす使用者利用可能昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、エレベーター、便所及び優先駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（1以上）（当該車いす使用者利用可能昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、エレベーター、便所及び優先駐車施設の配置を容易に視認することができる場合並びに案内所を設ける場合を除く。）。		○ ・ ×	○ ・ ×
案内板その他の設備	高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
案内所を設けているか。		○ ・ ×	○ ・ ×
避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けているか。		○ ・ ×	○ ・ ×
病院の場合は、受診及び調剤の受取の順の表示装置その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した装置を設けているか。		○ ・ ×	○ ・ ×

(その2) (公共交通機関の施設用)

整備項目表(総括表)

整備項目	新設部分	既設部分	代替措置
1 出入口	有・無	有・無	有・無
2 改札口	有・無	有・無	有・無
3 通路等	有・無	有・無	有・無
4 階段	有・無	有・無	有・無
5 エレベーター	有・無	有・無	有・無
6 乗降場	有・無	有・無	有・無
7 便所	有・無	有・無	有・無
8 駐車場	有・無	有・無	有・無
9 カウンター及び記載台	有・無	有・無	有・無
10 公衆電話台	有・無	有・無	有・無
11 券売機	有・無	有・無	有・無
12 案内板等	有・無	有・無	有・無

- 注 1 整備項目に含まれない項目については、整備項目表(個表)の添付は、不要です。  
 2 整備項目表(個表)において「×」を選択した場合は、整備項目表(個表)の欄外及び図面に代替措置を記入してください。

整備項目表(個表)

1 出入口

整備箇所及び整備内容	新設部分	既設部分
直接地上へ通ずる出入口(1以上)	幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。 cm	cm
戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	○・×	○・×
通行する際に支障となる段差を設けていないか。	○・×	○・×
駐車場へ通ずる出入口(1以上)	幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。 cm	cm
戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	○・×	○・×
通行する際に支障となる段差を設けていないか。	○・×	○・×
不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口(それぞれ1以上)	幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。 cm	cm
戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	○・×	○・×
通行する際に支障となる段差を設けていないか。	○・×	○・×

2 改札口

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
改札口（1以上）	幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。	cm	cm
	通行する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

3 通路等

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分	
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。		○ ・ ×	○ ・ ×	
段差を設ける場合	両側に手すりを設けているか（エレベーターに隣接する場合を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	主たる階段には、回り段を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	け上げ及び踏み面	け上げ cm 踏み面 cm	け上げ cm 踏み面 cm	
排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。		○ ・ ×	○ ・ ×	
幅員は、120センチメートル以上としているか。		cm	cm	
50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分		○ ・ ×	○ ・ ×	
戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。		○ ・ ×	○ ・ ×	
誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設しているか。		○ ・ ×	○ ・ ×	
改札口から各乗降場までの経路に高低差がある場合の各乗降場に至る経路（それぞれ1以上）	傾斜路及びその踊り場、車いす利用者利用可能昇降機若しくは車いす利用者用特殊構造昇降機又はエレベーターを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	経路に設ける傾斜路及びその踊り場	幅員は、内法を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。	cm	cm
		こう配は、12分の1（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、8分の1）を超えていないか。	こう配分の	こう配分の
高低差が75センチメートルを超える傾斜		○ ・ ×	○ ・ ×	

路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。		
傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色等により、これらと識別しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

## 4 階段

整備箇所及び整備内容	新設部分	既設部分
両側に手すりを設けているか（エレベーターに隣接する場合を除く。）。	○ ・ ×	○ ・ ×
主たる階段には、回り段を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
け上げ及び踏み面	け上げ cm 踏み面 cm	け上げ cm 踏み面 cm

注 不特定かつ多数の者が利用する階段について記入してください。

5 エレベーター

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
かご	幅は、100センチメートル（用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物の場合は、140センチメートル）以上としているか。	cm	cm
	奥行きは、内法を <sup>のり</sup> 135センチメートル以上としているか。	cm	cm
	かご内に、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	かご及び昇降路の出入口の幅員は、それぞれ内法を80センチメートル以上としているか。	かご 昇降路 cm cm	かご 昇降路 cm cm
	かご内に、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	かご内に設ける制御装置は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	かご内に、手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物の場合は、かごの出入口に光電装置により利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
乗降ロビー	車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	制御装置は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	幅及び奥行きは、それぞれ内法を <sup>のり</sup> 150センチメートル以上としているか。	幅 奥行き cm cm	幅 奥行き cm cm
	到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装	○ ・ ×	○ ・ ×

置を設けているか（かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合を除く。）。		
到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

注 前年度における1日当たりの乗降客数が5,000人以上の施設の改札口から各乗降場までの経路に5メートル以上の高低差がある場合に記入してください。



## 6 乗降場

整備箇所及び整備内容	新設部分	既設部分
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
縁側には、注意喚起用床材を敷設しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
両端には、注意喚起用床材を敷設しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
両端には、転落を防止するためのさくを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

## 7 便所

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
前年度における1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上の施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合	多機能便房のある便所を設けているか（1以上の男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）。	○ ・ ×	○ ・ ×
	多機能便房 直径150センチメートル以上の円を内接することができる床面積を確保しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	腰掛け便座で、両側には、手すりを設置し、そのうち1以上の手すりは、可動式としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	出入口の幅員は、内法を90センチメートル以上としているか。	cm	cm
	出入口に戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	移動する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	洗面器又は手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた洗面器又は手洗い器を設けているか（1以上）。	○ ・ ×	○ ・ ×
多機能便房のある便所	多機能便房を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該多機能便房のある出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	出入口の幅員は、内法を90センチメートル以上としているか。	cm	cm
床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器で手すり等が適切に設置された小便器を便所の出入口に近い位置に設けた不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある	出入口に戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器で手すり等が適切に設置された小便器を便所の出入口に近い位置に設けた不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある	○ ・ ×	○ ・ ×

	便所を設けているか（1以上）。			
不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合	手すり等設置便房のある便所を設けているか（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	手すり等設置便房	便所の出入口に近い位置に設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
		出入口の幅員は、内法を80センチメートル以上としているか（多機能便房のある便所を設ける場合を除く。）。	cm	cm
	手すり等設置便房のある便所	出入口の幅員は、内法を80センチメートル以上としているか（多機能便房のある便所を設ける場合を除く。）。	cm	cm
		洗面器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓及び手すりを備えた洗面器を設けているか（1以上）。	○ ・ ×	○ ・ ×
		手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた手洗い器を設けているか（1以上）。	○ ・ ×	○ ・ ×
		移動する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
		男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該手すり等設置便房のある便所のある出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器で手すり等が適切に設置された小便器を便所の出入口に近い位置に設けた不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設けているか（1以上）。	○ ・ ×	○ ・ ×		
用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公共交通機関の施設に設けられる多機能便房のある便所の多機能便房には、簡易式ベッドを設けているか（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））。	○ ・ ×	○ ・ ×		

用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公共交通機関の施設に設けられる多機能便房のある便所を設ける場合	パウチ等を洗浄する設備、荷物を置くための棚その他の設備及び2以上の衣服を掛けるための金具等を設けた人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設けているか（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））。		○ ・ ×	○ ・ ×
	人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該便所のある出入口付近に見やすい方法により表示しているか。		○ ・ ×	○ ・ ×
	乳幼児いす等のある便房を設けているか（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））。		○ ・ ×	○ ・ ×
	乳幼児いす等のある便房	出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	乳幼児いす等のある便房のある便所	出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

注 不特定かつ多数の者が利用する便所について記入してください。

8 駐車場

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
全駐車台数		台分	台分
幅員350センチメートル以上の車いす使用者用駐車施設の設置台数（全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数を50で除して得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数を100で除して得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）に2を加えた数以上）		台分	台分
幅員250センチメートル以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設の設置台数（全駐車台数が50以上の駐車場の場合は、1以上）		台分	台分
優先駐車施設は、当該優先駐車施設へ通ずる出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けているか。		○ ・ ×	○ ・ ×
優先駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。		○ ・ ×	○ ・ ×
優先駐車施設へ通ずる出入口から当該優先駐車施設までの駐車場内の通路	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	幅員は、120センチメートル以上としているか。	cm	cm
	高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	幅員は、内法を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。	cm	cm
駐車場内の通路に設ける傾斜路及びその踊り場	こう配は、12分の1（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、8分の1）を超えていないか。	こう配分の	こう配分の
	高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色等により、これらと識別しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	○ ・ ×	○ ・ ×

注 不特定かつ多数の者が利用する駐車場について記入してください。

9 カウンター及び記載台

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
カウンター及び記載台(1以上)	車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。	cm	cm
	下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

注 不特定かつ多数の者が利用するカウンター及び記載台について記入してください。

10 公衆電話台

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分	
公衆電話台(1以上)	車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。	cm	cm	
	下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	公衆電話台に通ずる出入口	幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。	cm	cm
	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	○ ・ ×	○ ・ ×	
	通行する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×	

## 11 券売機

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
券売機（1以上）	金銭投入口及び操作ボタンは、障害者、高齢者等の利用に配慮したものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	点字による表示をしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

## 12 案内板等

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
用途面積の合計が1,000平方メートル以上の公共交通機関の施設又はその敷地に、当該公共交通機関の施設、その敷地内の車いす使用者利用可能昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、エレベーター、便所及び優先駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（1以上）（当該車いす使用者利用可能昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、エレベーター、便所及び優先駐車施設の配置を容易に視認することができる場合並びに案内所を設ける場合を除く。）。		○ ・ ×	○ ・ ×
案内板その他の設備	高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
案内所を設けているか。		○ ・ ×	○ ・ ×
避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けているか。		○ ・ ×	○ ・ ×

## (その3) (道路用)

整備項目表(総括表)

整備項目		新設部分	既設部分	代替措置
1	歩道	有・無	有・無	有・無
2	横断歩道橋及び地下横断歩道	有・無	有・無	有・無

- 注 1 整備項目に含まれない項目については、整備項目表(個表)の添付は、不要です。  
 2 整備項目表(個表)において「×」を選択した場合は、整備項目表(個表)の欄外及び図面に代替措置を記入してください。

整備項目表(個表)

## 1 歩道

整備箇所及び整備内容	新設部分	既設部分
歩道と車道とは、工作物により分離しているか。	○・×	○・×
幅員は、200センチメートル以上としているか。	cm	cm
表面は、平坦とし、かつ、滑りにくいものとしているか。	○・×	○・×
排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。	○・×	○・×
歩道の巻き込み部のこう配は、12分の1を超えていないか。	こう配 分の	こう配 分の
横断歩道における歩道と車道とのすりつけのこう配は、12分の1を超えていないか。	こう配 分の	こう配 分の
中央分離帯と車道とのすりつけのこう配は、12分の1を超えていないか。	こう配 分の	こう配 分の
公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道 その他の視覚障害者の歩行が多い歩道には、必要に応じて、誘導 用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設している か。	○・×	○・×

2 横断歩道橋及び地下横断歩道

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
横断歩道橋	階段には、回り段を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	階段及び傾斜路並びにこれらの踊り場には、両側に手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	け上げ及び踏み面	け上げ cm 踏み面 cm	け上げ cm 踏み面 cm
地下横断歩道	階段には、回り段を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	階段及び傾斜路並びにこれらの踊り場には、両側に手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	け上げ及び踏み面	け上げ cm 踏み面 cm	け上げ cm 踏み面 cm

(その4) (公園用)

整備項目表 (総括表)

整備項目		新設部分	既設部分	代替措置
1	出入口	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
2	園路	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
3	便所	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
4	駐車場	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
5	案内板等	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
6	附帯設備	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

- 注 1 整備項目に含まれない項目については、整備項目表 (個表) の添付は、不要です。  
 2 整備項目表 (個表) において「×」を選択した場合は、整備項目表 (個表) の欄外及び図面に代替措置を記入してください。

整備項目表(個表)

1 出入口

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
出入口(1以上)	幅員は、120センチメートル以上としているか。	cm	cm
	通行する際に支障となる段差を設けていないか。	○・×	○・×
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○・×	○・×
	高低差がある場合は、12分の1を超えないこう配ですりつけているか。	こう配分の	こう配分の
	車止めのさくを設ける場合は、さくとさくとの間隔は、90センチメートル以上としているか。	cm	cm

2 園路

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
出入口に通ずる主要な園路	幅員は、120センチメートル以上としているか。	cm	cm
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○・×	○・×
	縦断こう配は、12分の1を超えていないか。	こう配分の	こう配分の
	排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。	○・×	○・×
段差を設ける場合	両側に手すりをつけているか。	○・×	○・×
	主たる階段には、回り段を設けていないか。	○・×	○・×
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○・×	○・×
	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造としているか。	○・×	○・×
	階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか。	○・×	○・×
	け上げ及び踏み面	け上げ cm 踏み面 cm	け上げ cm 踏み面 cm
傾斜路及びその踊り場を設けているか。			
園路に設ける傾斜路及びその踊り場	幅員は、内法を120センチメートル(段差を併設するときは、90センチメートル)以上としているか。	cm	cm
	こう配は、12分の1(傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、8分の1)を超えていないか。	こう配分の	こう配分の
	高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。	○・×	○・×
	傾斜路には、両側(段差を併設するとき	○・×	○・×



は、片側)に手すりを設けているか。		
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色等により、識別しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか(こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分に近接する廊下等及び踊り場を除く。)	○ ・ ×	○ ・ ×

3 便所

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
多機能便房のある便所を設けているか(1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上))。		○ ・ ×	○ ・ ×
多機能便房	直径150センチメートル以上の円を内接することができる床面積を確保しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	腰掛け便座で、両側には、手すりを設置し、そのうち1以上の手すりは、可動式としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	出入口の幅員は、内法を90センチメートル以上としているか。	cm	cm
	出入口に戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	移動する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	洗面器又は手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた洗面器又は手洗い器を設けているか(1以上)。	○ ・ ×	○ ・ ×
	多機能便房を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該多機能便房のある出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
多機能便房のある便所	出入口の幅員は、内法を90センチメートル以上としているか。	cm	cm
	出入口に戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器で手すり等が適切に設置された小便器を便所の出入口に近い位置に設けているか(1以上)。		○ ・ ×	○ ・ ×
用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公園に設けられる多機能便房のある便所の多機能便房には、簡易式ベッドを設けているか(1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上))。		○ ・ ×	○ ・ ×
用途面積の合	パウチ等を洗浄する設備、荷物を置くための棚	○ ・ ×	○ ・ ×

計が2,000平方メートル以上の公園に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合	他の設備及び2以上の衣服を掛けるための金具等を設けた人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設けているか（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））。				
	人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該便所のある出入口付近に見やすい方法により表示しているか。	○	×	○	×
	乳幼児いす等のある便所を設けているか（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））。	○	×	○	×
	乳幼児いす等のある便所 出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示しているか。	○	×	○	×
	乳幼児いす等のある便所 出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示しているか。	○	×	○	×

注 不特定かつ多数の者が利用する便所について記入してください。

4 駐車場

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分			
全駐車台数		台分	台分			
幅員350センチメートル以上の車いす使用者用駐車施設の設置台数（全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数を50で除して得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数を100で除して得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）に2を加えた数以上）		台分	台分			
幅員250センチメートル以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設の設置台数（全駐車台数が50以上の駐車場の場合は、1以上）		台分	台分			
優先駐車施設は、当該優先駐車施設へ通ずる出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けているか。		○	×	○	×	
優先駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。		○	×	○	×	
優先駐車施設へ通ずる出入口から当該優先駐車施設までの駐車場内の通路	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○	×	○	×	
	排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。	○	×	○	×	
	幅員は、120センチメートル以上としているか。	cm		cm		
	高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けているか。	○	×	○	×	
	駐車場内の通路に設ける傾斜路及びその踊り場	幅員は、内法を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。	cm		cm	
		こう配は、12分の1（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、8分の1）を超えていないか。	こう配分の		こう配分の	
高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。		○	×	○	×	

傾斜路には、両側（段差を併設するとき は、片側）に手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料 で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、奥行き150センチメートル以 上の水平部分と接しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に 接する敷地内の通路の色等により、これ らと識別しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
50メートル以内ごとに車いすが転回するこ とができる構造の部分の設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造 その他の障害者、高齢者等が容易に開閉 して通過することができる構造とし、か つ、その前後に高低差がないか。	○ ・ ×	○ ・ ×

注 不特定かつ多数の者が利用する駐車場について記入してください。

5 案内板等

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
用途面積の合計が1,000平方メートル以上の公園又はその敷地に、当該公園、その敷地内の便所及び優先駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（1以上）（当該便所及び優先駐車施設の配置を容易に視認することができる場合並びに案内所を設ける場合を除く。）。		○ ・ ×	○ ・ ×
案内板その他の設備	高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
案内所を設けているか。		○ ・ ×	○ ・ ×
避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けているか。		○ ・ ×	○ ・ ×

## 6 附帯設備

整備箇所及び整備内容	新設部分	既設部分
ベンチ、屋外卓その他の設備は、障害者、高齢者等が円滑に利用することができる構造としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

## (その5) (建築物以外の路外駐車場用)

## 整備項目表(総括表)

整備項目	新設部分	既設部分	代替措置
1 出入口	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
2 駐車場	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

- 注 1 整備項目に含まれない項目については、整備項目表(個表)の添付は、不要です。  
2 整備項目表(個表)において「×」を選択した場合は、整備項目表(個表)の欄外及び図面に代替措置を記入してください。

整備項目表(個表)

## 1 出入口

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
出入口(1以上)	幅員は、内法を80センチメートル以上としているか。	cm	cm
	通行する際に支障となる段差を設けていないか。	○ ・ ×	○ ・ ×

## 2 駐車場

整備箇所及び整備内容		新設部分	既設部分
全駐車台数		台分	台分
幅員350センチメートル以上の車いす使用者用駐車施設の設置台数(全駐車台数が200以下の場合に当該駐車台数を50で除して得た数(当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。)以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数を100で除して得た数(当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。)に2を加えた数以上)		台分	台分
幅員250センチメートル以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設の設置台数(全駐車台数が50以上の駐車場の場合は、1以上)		台分	台分
優先駐車施設は、当該優先駐車施設へ通ずる出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けているか。		○ ・ ×	○ ・ ×
優先駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。		○ ・ ×	○ ・ ×
優先駐車施設へ通ずる出入口から当該優先駐車施設までの駐車場内の通路	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
	幅員は、120センチメートル以上としているか。	cm	cm
	高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
駐車場内の通路に設ける傾斜路及びその踊り場	幅員は、内法を120センチメートル(段差を併設するときは、90センチメートル)以上としているか。	cm	cm
	こう配は、12分の1(傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、8分の1)を超えていないか。	こう配分の	こう配分の
	高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×

傾斜路には、両側（段差を併設するとき は、片側）に手すりを設けているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料 で仕上げているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、奥行き150センチメートル以 上の水平部分と接しているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に 接する敷地内の通路の色等により、これ らと識別しやすいものとしているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
50メートル以内ごとに車いすが転回するこ とができる構造の部分をつけているか。	○ ・ ×	○ ・ ×
戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その 他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過す ることができる構造とし、かつ、その前後に高低差が ないか。	○ ・ ×	○ ・ ×

注 不特定かつ多数の者が利用する駐車場について記入してください。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号  
（法人にあっては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）

特定施設新築等届出書

特定施設の新築等をしますので、高知県ひとにやさしいまちづくり条例第18条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

特定施設の名称			
特定施設の所在地			
工事の種類		新築・新設・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替	
建 築 物	延べ面積	m <sup>2</sup>	うち既存部分延べ面積 m <sup>2</sup>
	構造及び階数	造 地上 階 地下 階	
	主要用途		
	届出に係る建物数	棟	
公共交通機関の施設		1日当たりの平均乗降客数	人
道路		m	
公園		m <sup>2</sup>	
路外駐車場		自動車の駐車のために供する部分の面積 m <sup>2</sup>	
工事着手予定年月日		年 月 日	
工事完了予定年月日		年 月 日	
設 計 者	建築士事務所名	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号	
	担当者氏名		
	電話番号		ファクシミリ番号
連絡先（設計者と異なる場合に記入してください。）	住所		名称
	氏名		電話番号
※受付欄	年 月 日	第 号	係員 印
※処理欄			

- 注 1 整備項目表（別記第2号様式）及び高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則別表第3に掲げる図書を添えてください。  
2 特定施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに届け出てください。  
3 ※印欄は、記入しないでください。

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名 ④  
電話番号  
(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)

特定施設新築等工事変更届出書

先に届け出た特定施設の新築等の内容について変更したいので、高知県ひとにやさしいまちづくり条例第18条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

特定施設の名称					
特定施設の所在地					
工事着手前届出	受付年月日	年 月 日	受付番号	第	号
変更の概要					
設計者	建築士事務所名	( ) 建築士事務所 ( )		知事登録第	号
	担当者氏名				
	電話番号	ファクシミリ番号			
連絡先(設計者と異なる場合に記入してください。)	住所	名称			
	氏名	電話番号			
※受付欄	年 月 日	第	号	係員	印
※処理欄					

注 1 変更があるものについて、整備項目表(別記第2号様式)及び高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則別表第3に掲げる図書を添えてください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名 ④  
電話番号  
(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)

特定施設工事完了届出書

特定施設の新築等の工事が完了しましたので、高知県ひとにやさしいまちづくり条例第20条の規定により次のとおり届け出ます。

特定施設の名称					
特定施設の所在地					
工事の種類		新築・新設・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替			
建築物	延べ面積	m <sup>2</sup>	うち既存部分延べ面積	m <sup>2</sup>	
	構造及び階数	造 地上 階 地下 階			
	主要用途				
	届出に係る建物数	棟			
公共交通機関の施設	1日当たりの平均乗降客数			人	
道路					m
公園					m <sup>2</sup>
路外駐車場	自動車の駐車のために供する部分の面積			m <sup>2</sup>	
工事着手前届出	受付年月日	年 月 日	受付番号	第	号
工事完了年月日		年 月 日			
設計者	建築士事務所名	( ) 建築士事務所 ( )		知事登録第	号
	担当者氏名				
	電話番号	ファクシミリ番号			
連絡先(設計者と異なる場合に記入してください。)	住所	名称			
	氏名	電話番号			
※受付欄	年 月 日	第	号	係員	印
※処理欄					

注 ※印欄は、記入しないでください。

第6号様式(第12条関係)

高知県知事 様

年 月 日

報告者 住所  
氏名  
電話番号  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

特定施設整備基準適合状況報告書

高知県ひとにやさしいまちづくり条例第23条第1項(第28条第2項)の規定に基づき、次のとおり特定施設の整備基準への適合の状況について関係書類を添えて報告します。

Table with 10 main rows and sub-rows for building details, public facilities, and contact information.

注 1 整備項目表(別記第2号様式)を添えてください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

第7号様式(第13条関係)

← 12センチメートル →

Form for identification document including fields for photo, name, address, and date.

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

高知県ひとにやさしいまちづくり条例(抜粋) (立入調査) 第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合の状況について調査させることができる。

8センチメートル



**附 則**

この規則は、平成22年10月1日から施行する。